

○財務省告示第七十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年二月十八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百十六  
回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運用に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二條第一項及び第四條  
第一項並びに特別會計に關する  
法律（平成十九年法律第二十三  
号）第四十六條第一項、第二十  
七條及び第六十二條第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率と  
し、価格競争入札において募入

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

し、価格競争入札において募入





九	八	七										二										八					
		二					ハ					口					イ						二				
振替 単 位	額 最 低 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 競 入	非 競 争 入	入 札 発 競	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	億 円
振替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円					千 二 億 七 千 十 四 万 円					万 千 九 百 五 十 七 億 三 千 六 百 九 十 二	十 四 億 千 三 百 九 十 八 万 九 千 百 円	七 万 円	二 兆 五 千 三 百 九 十 九 億 九 千 五 百 九 十			億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千 二	条 の 規 定 に 基 づ き る 法 律 第 四 十 七	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	百 五 十 六 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千 九	条 の 規 定 に 基 づ き る 法 律 第 四 十 七	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	億 千 三 百 万 円		

十 十  
三 二

十 十  
イ 一  
ロ 発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 行 争 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
す る 。  
平 成 二 十 六 年 二 月 十 八 日  
額 上 額  
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 銭 以  
上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 銭

(一) 年 ○ ・ 二 パ ー セ ン ト  
は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。  
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 60}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に  
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ  
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口  
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る の  
に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限度  
十七 償還金額  
十八 元利支額  
十九 払場所  
二十 入札参加者

より算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該債を發行時に、又は外国法人であるが非居住者又は外国法人である場合に、前記（一）の算式により算出した金額に適用を受ける者又は外国人が適用を受ける所得税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、前六月間に属する利子を、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

平成三十年十二月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年二月十八日